

## 広告掲載約款

この広告掲載約款は、株式会社ディレクターズ（以下、「当社」という。）が運営する情報誌「ヴィレッジヴァンガードプレス」において、広告主および広告代理店（以下、併せて「広告主」という。）からの広告掲載の委託を受け、広告掲載を受託する際の基本的な条件です。なお広告主と当社との間で本広告掲載約款とは別に、書面または E-Mail にて広告掲載に関する申込書(その表題名を問いません)によって受発注内容を確認し、その内容に準じて広告掲載を行うものとします。

### 第1条（ヴィレッジヴァンガードプレスの定義）

情報誌「ヴィレッジヴァンガードプレス」は、2006年2月に創刊し、その後毎月ヴィレッジヴァンガード店舗で6万部の発行部数を有する情報誌を指します。

### 第2条（契約の成立）

(1) 広告主の当社に対する広告掲載委託は、広告主のご出稿の意思表示と当社の承諾の意思表示を次の方法で行うことで成立するものとします。

1. 当社が指定する受発注の申込書に社名、または当該責任者等の署名をもって有効とします。

2. 受発注の申込を E-Mail にて相互に確認することで有効とします。

(2) 純広告の広告主は当社に対して予め広告掲載を希望する「ヴィレッジヴァンガードプレス」の発行日/号数/商品名を確定し、掲載予定号数の発行日の少なくとも40営業日前までに受発注を完了させるものとします。

(3) タイアップ企画の広告主は当社に対して予め広告掲載を希望する「ヴィレッジヴァンガードプレス」の発行日/号数/商品名を確定し、掲載予定号数の発行日の少なくとも50営業日前までに完了させるものとします。但し編集タイアップならびに記事風広告等（以下、併せて「タイアップ企画」という）で、当社が企画・制作・編集に主体的に参画する掲載内容の場合または当社が特に認めた場合はこの限りではありません。

(4) 当社と広告主との間に書面による事前の合意がない限り、申込書の記載内容によってここに記載されている契約条件が変更されることはありません。

### 第3条（広告掲載位置・タイアップ企画の表現ならび期間）

(1) 広告主は当社に対し広告掲載を委託するにあたり、「ヴィレッジヴァンガードプレス」での掲載位置・タイアップ企画の表現を当社に一任するものとします。但し事前に当社と広告主との間で広告掲載位置タイアップ企画の内容を定めた場合はこの限りではありません。

(2) 広告主が当社に対し委託した広告の掲載期間は、「ヴィレッジヴァンガードプレス」の掲載予定の発行日/号数の発行期間のみ（次の発行日/号数の前日まで）とします。

### 第4条（広告原稿の入稿方法）

(1) 広告主が入稿を行う場合には、次項で定める日時までに、当社が別に定める広告原稿規定に則った形式・形態で行うものとします。

(2) 広告原稿の入稿方法は、デジタルデータを完全原稿としてMOまたはCD-Rで入稿し次の各内容を遵守するものとします。なお同一寸法で、版式の同じものは流用することができます。

1. 純広告の入稿期限は掲載予定号数/発行日の17営業日前の17時までとします。但し、当社が特に認めた場合はこの限りではありません。
2. 出力見本（原寸出力したカラーカンパ）を添付してください。
3. 雑誌広告共通・データ入稿仕様書（OS、使用ソフト名、バージョン等の制作環境を記入したもの）を添付してください。
4. 簡易色校正をお出ししますが、最終原稿と同じものと見なし責了とします。カラーカンパは色調見本・校了紙にはなりません。広告主が厳格に色調の指定を行う場合は、色見本を添付してください。
5. 印刷所では、データ入稿されたデータの修整や変更はいっさい行いません。
6. コンピューターウイルス等の混入には、くれぐれもご注意ください。コンピューターウイルス等に感染したデータ原稿（MO/CD-R）は、入稿できません。

7. 広告原稿（1 ページ）は、商品やマーク、ネーム、文言等を必ず広告スペース寸法の内径より、天地各 5mm、左右各 12mm 以上内側に位置するように原稿を制作してください。また広告スペースの見本はこちらの URL を参照してください。

<http://www.director-s.com>

8. タイアップ企画の場合、企画・制作・編集の主体が、当社または広告主のいずれかの関与の度合いによって原稿内に<PR><提供><広告主名><広告主のロゴ><広告主のURL>等の表示を行うものとします。表示の方法は当社が決めるものとします。

9. タイアップ企画の素材到着期限は掲載予定号数/発行日の 38 営業日前の 17 時までとします。但し、当社が特に認めた場合はこの限りではありません。

10. タイアップ企画の広告素材について記載の必要原稿を添付してください

## 第 5 条（広告掲載基準）

当社は広告主から掲載委託された広告内容について、「ヴィレッジヴァンガードプレス」に掲載することがふさわしくないと判断した場合、広告内容の変更を要求できるものとします。または広告掲載を拒否する場合もございます。ふさわしくないと判断は、当社が独自に判断できるものとします。広告内容は、広告主の自らの責任において以下の各項目に抵触しないことを約束しなければなりません。

(1) 全部または一部でも法律・政令および省令・規則・行政指導等に違反する内容がある。

(2) 成人向けの内容が含まれている。

(3) 第三者の著作権・商標権等の知的財産権を侵害している内容。またはその恐れがある。

(4) 第三者の名誉・信用・プライバシー・肖像権等の人格的権利を侵害している内容。またはその恐れがある。

(5) 虚偽・誇大ならびに事実誤認を生じさせる恐れのある内容。

(6) 法人登記していない会社。

(7) その他、当社がふさわしくないと判断したもの。

## 第6条（免責）

(1) 当社は交通障害・天災等の不可抗力、運送事業者の不履行等当社の責に帰すべき事由以外の原因により広告掲載契約に基づく債務の全部または一部を履行できなかった場合、当社はその責を問われないものとし当該履行については当該原因の影響とみなされる範囲まで義務を免除されるものとします。但し、当社の故意または重過失による場合はこの限りではありません。なお、この場合当社が掲載を行わなかった部分については広告主の支払債務も生じないものとします。

(2) 当社は、広告を通じて広告主が他の「利用者」または第三者に対して損害を与えた場合、その一切の責任を負わないものとします。

(3) 当社は「利用者」が広告を通じて得る情報等について、その完全性・正確性・確実性・有用性等、いかなる保証も行わないものとします。

(4) 当社は情報誌「ヴィレッジヴァンガードプレス」の発行の間隔、曜日、部数、エリア等を事前の予告なく、変更できるものとし、いちじるしく広告掲載契約に基づく債務の全部または一部を履行できなかった場合を除き、当社はその責を問われないものとし当該履行については当該原因の影響とみなされる範囲まで義務を免除されるものとします。

## 第7条（支払方法）

(1) 広告主は当社に対し、原則的に広告掲載料金を掲載予定号数の発行日の24営業日前までに支払うものとします。但し当社と広告主の間で支払条件を別途定めた場合は、この限りではありません。

(2) 本条に定める広告掲載料金の支払は、当社が定める銀行口座に、広告掲載料金に消費税および地方消費税を加えた額を振込むことによって行うものとします。なお、発生する振込手数料は広告主の負担とします。

(3) 広告主が第1項に定める支払を遅延した場合、当社は遅延を確認した時点から広告主による支払が行われるまで、成立している全ての広告掲載契約に基づく広告掲載を履行しないことができるものとします。この場合、広告主は当該広告掲載がなされないことについて当社に対し損害賠償請求を行うことはできないものとします。

(4) 広告主は本条に定める支払を行わない場合、当社に対し、実際の支払日まで、その日数に応じて年利 14.6%の遅延損害金を支払うものとします。

## 第 8 条（秘密保持）

当社は、広告主から開示された営業上・技術上の情報を、広告掲載の遂行目的以外に自己または第三者のために使用しないとするとともに、第三者に対し故なく開示・漏洩しないものとします。また、広告主は当社から開示された営業上・技術上の情報を、広告掲載の遂行目的以外に第三者に対し故なく開示・漏洩しないものとします。

## 第 9 条（契約解除）

(1) 広告主が次の各号の一つ以上に該当した場合、当社は広告主への催告その他何らの手続きを要することなく、広告掲載を停止することができるものとします。この場合、広告主は当社に対し支払条件のいかなる定めに関係なく広告掲載料金を直ちに支払うものとします。広告掲載料金は、掲載済み分ならびに第 4 条で定めた入稿締め切り後の掲載予定分とします。

1. 第 5 条に違反したとき。
2. 本契約または当社との他の契約に違反し、当社の催告にも拘わらず速やかにこれを履行しないとき。
3. 差押え、仮差押え、仮処分、強制執行、競売、租税滞納処分、あるいは営業免許取消等の公権力の処分を受け、または特別清算、会社整理、民事再生手続、会社更生、破産等の法的倒産手続の申立があったとき、手形もしくは小切手を不渡りにしたとき、その他財政状態が悪化したと当社が判断したとき。
4. 広告主または広告主の従業員等が報道の有無を問わず法令に違反した場合等で、広告主から委託された広告掲載を継続することが当社の信用または利益を阻害するおそれがあると当社が判断したとき。
5. 広告主または広告主の従業員等が当社、当社の関連会社、または広告業界の信用を傷つけたとき、またはその恐れがあると当社が判断したとき。

(2) 広告主は、第 10 条で定める変更・解約手数料全額を支払って、掲載予定

の発行日/号数前の広告掲載契約を解除することができるものとします。

#### 第 10 条（変更・解約手数料）

当社は、第 2 条で定めた契約の成立後、広告主の都合で掲載予定の発行日/号数前の広告掲載契約を変更または解除する場合、および当社の都合（第 5 条・第 9 条）で契約解除を行う場合、下記の料率で変更・解約手数料をいただきます。下記の料率は、当社と広告主と間で成約したグロスの発注金額に対しての料率とします。

##### 変更・解約手数料

###### 純広 発行日/号数の変更の場合

発行日/号数の 24 から 40 営業日前まで	40%
発行日/号数の前日から 23 営業日前まで	変更できません

###### 純広 解約の場合

発行日/号数の 24 から 40 営業日前まで	80%
発行日/号数の前日から 23 営業日前まで	変更できません

###### タイアップ企画 発行日/号数の変更の場合

発行日/号数の 39 から 50 営業日前まで	40%
発行日/号数の前日から 38 営業日前まで	変更できません

###### タイアップ企画 解約の場合

発行日/号数の 39 から 50 営業日前まで	80%
発行日/号数の前日から 38 営業日前まで	変更できません

#### 第 11 条（協議）

本約款に定めのない事項およびその解釈に疑義が生じた事項については、当社

と広告主との間で協議の上、誠意を持って解決・決定することとします。協議により解決できない問題については、東京地方裁判所をもって第一審の専属管轄裁判所とすることに合意いたします。

#### 第12条（約款の変更）

当社はいつでもこの広告掲載約款の各条項を変更することができるものとします。但し、既に成立している広告掲載契約については、当該広告掲載の申込日における契約条項が適用されるものとします。

2007年10月20日制定